

金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等について

平成 27 年 5 月 19 日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

本協会では、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」での幅広いフェーズの企業における資金調達を巡る問題等についての議論等を受け、「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」を設置し、非上場株式の取引の実情、そのニーズ及び政策目的を踏まえ、非上場株式の取引制度について検討を行ってきた。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果に基づき、会員が非上場株式に係る投資勧誘等について遵守すべき必要な事項を定めるため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」（※1）を制定するとともに、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の一部改正（※2）を行うこととする。

また、平成 26 年金融商品取引法等の改正及び本協会の協会の区分に「特定業務会員」を設けること等に伴い、関係諸規則の整備を行うこととする。

※1 「株主コミュニティ」とは、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（平成 25 年 12 月 25 日）及び本協会「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」報告書（平成 26 年 6 月 17 日）における「投資グループ」のこと。

※2 フェニックス銘柄制度については、別途検討する。

II. 改正等の骨子

1. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の制定

(1) 目的等

- ① この規則は、会員等が店頭有価証券について行う株式投資型クラウドファンディング業務に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図ることにより、株式投資型クラウドファンディングについて内在するリスクを含め適切に理解されたうえでこれが活用され、新規・成長企業に対するリスクマネーの円滑な供給に資することを目的とすることとする。（第 1 条）
- ② この規則の対象となる「株式投資型クラウドファンディング業務」及び当該業務を行う「会員等」等を定義することとする。（第 2 条）
- ③ 会員は、自らが運営会員となっている株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱い等を行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないものとする。（第 3 条）

(2) 株式投資型クラウドファンディング業務の内容

- ① 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、あらかじめ発行者及びその行う事業の実在性、財務状況、事業計画の妥当性、反社会的勢力への該当性、会員等と発行者との利害関係の状況、調達する資金の使途、目標募集額が発行者の事業計画に照らし適当なものであること、その他の本協会が定める事項について厳正に審査を行うとともに、当該審査の結果、適当と認められない場合には、これを行ってはならないこととする。(第4条第1項及び第2項)
- ② 会員等は、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が法令に基づく少額要件を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第4条第3項)
- ③ 会員等は、上記①の審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成・保存しなければならないこととする。(第4条第4項)
- ④ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に関し、発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること等について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならないこととする。(第5条)
- ⑤ 会員等は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第6条第1項)
- ⑥ 会員等は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められている場合には、その間においては、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならないこととする。(第7条)
- ⑦ 会員等は、上記①の判断を変更しなければならない又は変更しなくなるとなる可能性が生じた場合には、その状況を内閣府令に規定する方法により開示する等、当該株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱うものとする。(第8条)
- ⑧ 会員等は、金商法に基づきウェブサイトにおける情報提供措置を講ずるに当たっては、内閣府令に定めるところのほか、株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨、募集事項、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならないこととする。(第9条)
- ⑨ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客に対し、金商法の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、株式投資型クラウドファンディング業務を通じて取得する店頭有価証券に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項を含めて記載するものとする。(第10条)
- ⑩ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、リスク及び手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ所定の書面を顧客に交付し、確認書を徴求しなければならないこととする。(第11条)

- ⑪ 会員等は、電話又は訪問の方法等、内閣府令に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならないこととする。
(第 12 条)
- ⑫ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客からの払込額が、法令に基づく少額要件を満たすものであることを確認しなければならないこととする。(第 13 条)
- ⑬ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客から金銭の預託を受ける場合にあっては、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を行わなければならないこととする。(第 14 条)
- ⑭ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならないこととする。(第 15 条)
- ⑮ 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、発行者が当該顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結するとともに、当該契約に基づき発行者により情報の提供が行われていることを確認しなければならないこととする。(第 16 条)

(3) 業務管理体制の整備等

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該業務を遂行するために必要な事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととする。(第 17 条第 1 項)
- ② 会員等は、社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、取扱要領をウェブサイトで投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。(第 17 条第 2 項及び第 3 項)
- ③ 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該業務に関する投資者からの照会に対し適切に回答するために必要な体制を整備しなければならないこととする。(第 18 条)
- ④ 特定業務会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定及び公表するほか、顧客からの反社会的勢力でない旨の確約を受ける等、反社会的勢力の排除に係る体制を整備しなければならないこととする。(第 19 条から第 25 条まで)

(4) 本協会への報告等

- ① 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務の状況について、翌月 10 日までに、本協会に報告しなければならないこととし、本協会は、その内容を公表することとする。(第 26 条)
- ② 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング

業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができることとし、会員等は、当該照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならないこととする。(第 27 条)

2. 「株主コミュニティに関する規則」の制定

(1) 目的等

- ① この規則は、流通性が制限される株主コミュニティ銘柄の取引に関し必要な事項を定め、業務運営の適切性を確保することにより、株主コミュニティの制度について内在するリスクを含め適切に理解されたいうえでこれが活用され、もって、株主コミュニティ銘柄の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者の保護に資することを目的とする。(第 1 条)
- ② この規則の対象となる「株主コミュニティ」及びそれを運営する「運営会員」並びに「株主コミュニティ銘柄」等について定義することとする。(第 2 条)
- ③ 会員は、株式投資型クラウドファンディング業務において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集等の取扱い等を行ってはならないこととする。(第 3 条)

(2) 株主コミュニティの組成

- ① 会員は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、(7)④に基づく運営会員としての指定を受けなければならないこととする。(第 4 条第 1 項)
- ② 運営会員は、株主コミュニティを銘柄毎に組成しなければならないこととする。(第 4 条第 2 項)
- ③ 会員は、金融商品取引所により上場廃止とされた店頭有価証券にあつては、上場していた期間に引き続いて株主コミュニティを組成してはならないこととする。(第 4 条第 3 項)
- ④ 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券につき、あらかじめ発行者及びその行う事業の実在性、財務状況、法令遵守状況を含めた社会性、反社会的勢力への該当性、運営会員と発行者との利害関係の状況、その他の本協会が定める事項について厳正に審査を行うとともに、当該審査の結果、適当と認められない場合は、その株主コミュニティを組成してはならないこととする。(第 5 条第 1 項)
- ⑤ 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の募集又は私募の取扱いを行うに際しては、上記④の事項のほか、発行者の事業計画の妥当性、調達資金の使途の妥当性及び当該運営会員が過去に取り扱った募集又は私募における調達資金の使途状況について厳正に審査を行わなければならないこととする。(第 8 条第 1 項)
- ⑥ 運営会員は、上記④及び⑤の審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成・保存しなければならないこととする。(第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項)
- ⑦ 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする場合は、発行者が反社会的勢力

でない旨を確約すること等について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならないこととする。(第6条)

- ⑧ 運営会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、株主コミュニティを組成してはならず、既に組成している場合には、直ちにこれを解散しなければならないこととする。(第7条)

(3) 株主コミュニティへの参加・脱退

- ① 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならないこととする。(第9条第1項)
- ② 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならないこととする。(第9条第2項)
- ③ 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、発行者に関する基本的な情報及び運営会員から情報の提供を受ける方法等に関する情報を提供しなければならないこととする。(第9条第3項)
- ④ 運営会員は、株主コミュニティに初めて参加する投資者から、リスク及び手数料等の内容を理解し、投資者の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ所定の書面を者に交付し、十分に説明を行うとともに、確認書を徴求しなければならないこととする。(第10条)
- ⑤ 運営会員は、参加者の株主コミュニティの脱退の申出、その他の取扱要領に定めた事由により、脱退の手続を行うこととする。(第11条)

(4) 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄に係る銘柄名、発行者のウェブページのURL、株主に対する特典、並びに募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間について、公表しなければならないこととする。(第12条第1項)
- ② 運営会員は、上記①以外の株主コミュニティ銘柄に関する情報を株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならないこととする。ただし、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合は、この限りでないものとする。(第12条第2項)
- ③ 運営会員は、所定の時期までに、次の発行者に係る情報を取得しなければならないこととする。(第13条)

イ 発行者が有価証券届出書又は有価証券報告書等を提出している場合には、当該書類
ロ 上記イ以外の場合には、会社法に基づく計算書類及び事業報告(公開会社でない株式会社にあつては、公開会社が作成すべきものに準拠したものを含む。)、有価証券報告書における「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの、募集等の取扱い等を行う場合にあつては、有価証券届出書における「証券情報」に準拠したもの

ハ その他運営会員が必要と認める情報

- ④ 運営会員は、上記③の情報を取得した場合は、参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。(第 14 条)

(5) 投資勧誘

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者に対し、金商法の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、株主コミュニティ銘柄に特有のリスク、その他の本協会が規則で定める事項を含めて記載の上、金商法に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならないこととする。(第 15 条第 1 項)
- ② 運営会員は、参加者に対して投資勧誘を行うに当たり、株主コミュニティ銘柄について提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝えなければならないこととする。(第 15 条第 2 項)
- ③ 運営会員は、自社の株主コミュニティの参加者以外の者に対して、当該株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならないこととする。(第 16 条)

(6) 店頭取引

- ① 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行わなければならないこととする。(第 17 条)
- ② 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならないこととする。(第 18 条)
- ③ 上記のほか、株主コミュニティ銘柄に係る自己売買、共同計算の取引の禁止及び不正な手段を用いた店頭取引の禁止等、店頭有価証券の不公正取引の防止に係る規律と同様の規律を設けることとする。(第 19 条から第 24 条まで)

(7) 業務管理体制の整備等

- ① 運営会員は、発行者についての審査、株主コミュニティへの投資者の参加・脱退に係る事項、発行者に関する情報の取得・提供、その他の本協会が規則で定める事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならないこととする。(第 25 条第 1 項)
- ② 運営会員は、社内規則の内容及び取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、取扱要領を公表しなければならないこととする。(第 25 条第 2 項及び第 3 項)
- ③ 運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティ組成日の 15 営業日前までに、本協会に届け出るとともに、所定の書類を本協会に提出しなければならないこととする。(第 26 条第 1 項及び第 2 項)
- ④ 本協会は、提出された書類に不備がないと認める場合は、届出を行った会員を運営会員として指定し、これを公表することとする。ただし、当該会員が法令又は本協会の

規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができることとする。(第26条第3項及び第4項)

- ⑤ 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、当該指定取消希望日の5営業日前までに、本協会に届け出るとともに、所定の書類を本協会に提出しなければならないこととする。(第27条第1項)
- ⑥ 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、上記⑤の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができることとする。(第27条第2項)
- ⑦ 本協会は、届出を受けた場合は当該届出を行った運営会員が希望する日に、上記⑥の場合は本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとし、これを公表することとする。(第27条第3項及び第4項)
- ⑧ 運営会員は、その指定を取り消された場合には、直ちに自らが運営している全ての株主コミュニティを解散しなければならないこととする。(第28条)

(8) 本協会への報告等

- ① 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日に、本協会に報告しなければならないこととし、本協会は、その内容を公表することとする。(第29条)
- ② 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができることとし、運営会員は、当該照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならないこととする。(第30条)

(9) 経過措置

- ① 会員は、グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄として指定されている店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならないこととする。(制定付則第2項)
- ② 平成17年3月のグリーンシート銘柄制度における旧リージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置の適用を受けている会員が、その適用を受けている旧リージョナル区分の銘柄について株主コミュニティを組成しようとする場合には、当該銘柄の発行者が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と関係がないことを当該会員が確認しているときに限り、(2)⑦は適用しないこととする。(制定付則第3項)

3. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正

- ① 店頭有価証券の投資勧誘禁止の例外として、「株主コミュニティに関する規則」及び「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定によるものを加えることとする。(第3条)
- ② 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券について、店頭有価証券の範

囲から除くこととする。(第2条第1号)

- ③ 平成17年3月のグリーンシート銘柄制度における旧リージョナル区分の廃止に際して設けた限定的な投資勧誘に係る経過措置を廃止することとする。(改正前の制定付則第3項及び第4項)
- ④ その他所要の改正を行う。

4. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正

- ① グリーンシート銘柄の新規指定に係る届出の受付及び当該新規指定を行わないこととし、関係規定の改正を行うこととする。(第6条及び第7条並びに第9条から第11条まで)
- ② 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならないこととする。(改正付則第2項)
- ③ グリーンシート銘柄に係る会社内容説明書等の公衆の縦覧は、平成30年3月31日をもって、終了することとする。(改正付則第3項)
- ④ 上記①の関係規定の改正に伴う技術的な改正を行う。

5. 協会員区分における「特定業務会員」の設置、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度の創設等に伴う関係諸規則の改正

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度に取引開始基準を設けることとする。(「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正)
- ② 地場受け・地場出し規制について、株式投資型クラウドファンディング業務及び電子取引基盤運營業務に係るものを規制の対象外とすることとする。(「協会員の従業員に関する規則」の一部改正)
- ③ 会員のみ適用のある規定について、適用範囲を新たに特定業務会員に拡大することとする。(「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」、「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正)
- ④ 現行の「店頭デリバティブ取引会員」に適用のある規定について、「特定業務会員」に適用させるための技術的改正を行うこととする。(「協会員の内部管理責任者等に関する規則」、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「外務員等資格試験に関する規則」、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」、「個人情報の保護に関する指針」、「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」、「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」、「協会員間の紛争の調停に関する規則」、「監査規則」等の一部改正)

6. その他

- ① 平成 26 年金融商品取引法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- ② その他、用語の明確化等の所要の規定の整備を行う。
(「金融商品仲介業者に関する規則」、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正)

Ⅲ. 施行の時期

この改正等は、平成 27 年 5 月 29 日(※)から施行する。ただし、Ⅱ. 3. ③の改正については、同日から 3 か月を経過した日から施行し、平成 24 年金融商品取引法改正に伴う電子取引基盤運營業務の創設に係る改正については、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

※ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 44 号)附則第 1 条本文に規定する日と同日とする。

○ 本件に関するお問い合わせ先

- ・ Ⅱ. 1. ～ 4. 関係：エクイティ市場部(市場監理担当) (Tel : 03-3667-8481)
- ・ Ⅱ. 5. 関係：自主規制企画部 (Tel : 03-3667-8470)
資格管理部 (Tel : 03-3667-8461)
規律審査部 (Tel : 03-3667-8475)
監査 1 部 (Tel : 03-3667-8007)
- ・ Ⅱ. 6. 関係：エクイティ市場部(企画担当) (Tel : 03-3667-8647)
自主規制企画部 (Tel : 03-3667-8470)

以 上

株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、会員等が店頭有価証券について行う株式投資型クラウドファンディング業務に関し必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図ることにより、株式投資型クラウドファンディングについて内在するリスクを含め適切に理解されたうえでこれが活用され、新規・成長企業に対するリスクマネーの円滑な供給に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。

2 株式投資型クラウドファンディング業務

会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。)をいう。

3 会員等

会員及び特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。)をいう。

4 発行者

株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券の発行者をいう。

5 反社会的勢力

「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。

(株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止)

第 3 条 会員は、自らが運営会員(「株主コミュニティに関する規則」第 2 条第 4 号に規定する運営会員をいう。)となっている株主コミュニティ銘柄(同条第 5 号に規定する株主コミュニティ銘柄をいう。以下同じ。)の募集、私募、売出し若しくは私売出し(金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)の取扱い又は売出し若しくは私売出しを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務

(発行者についての審査)

第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。

- 1 発行者及びその行う事業の実在性
 - 2 発行者の財務状況
 - 3 発行者の事業計画の妥当性
 - 4 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
 - 5 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
 - 6 当該会員等と発行者との利害関係の状況
 - 7 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク
 - 8 調達する資金の使途
 - 9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。
- 2** 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、当該株式投資型クラウドファンディング業務により行う資金調達としてふさわしいか否か及び当該発行者において法令に基づき会社情報が作成されているか否かについて特に留意するとともに、当該審査の結果、株式投資型クラウドファンディング業務として行うことが適当と認められない場合には、これを行ってはならない。
- 3** 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 15 条の 10 の 3 第 1 号に掲げる要件を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。
- 4** 第 1 項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日から 10 年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。

(発行者との反社会的勢力排除のための契約内容)

第 5 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に関し、次の各号に掲げる事項について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならない。

- 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- 2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該会員等の申出により、当該発行

者が発行する店頭有価証券についての株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約が解除されること。

- 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該会員等の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約が解除されること。

(発行者に係る反社会的勢力の排除)

第 6 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を開始する前に、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

- 2 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を開始した後に、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、直ちに当該株式投資型クラウドファンディング業務を中止しなければならない。

(法令違反等による株式投資型クラウドファンディング業務の禁止)

第 7 条 会員等は、法令及び本協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められている場合には、その間においては、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

(株式投資型クラウドファンディング業務開始後の状況等の変更時の取扱い)

第 8 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を開始した後に、第 4 条第 1 項において審査した状況が実際とは異なること又は当該状況が変化したことが判明し、それにより同条の判断を変更しなければならない又は変更しなくなるとなる可能性が生じた場合には、当該状況を金商業等府令第 146 条の 2 第 4 項に規定する方法により開示する等、当該株式投資型クラウドファンディング業務を慎重に取り扱うものとする。

(ウェブサイトにおける情報提供)

第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。

- 1 株式投資型クラウドファンディング業務として行う旨
- 2 会社法第 199 条第 2 項に規定する募集事項
- 3 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券の取得に当たっては、配当及び売却益等金銭的利益の追求よりむしろ、当該店頭有価証券の発行者及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきこと。
- 4 顧客が取得する店頭有価証券につき、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規

則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていないこと。

- 5 発行者の財務情報について公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
- 6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第16条の3第2項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第15条の10の3第2号に掲げる要件を満たすものに限られること。
- 7 顧客が取得する店頭有価証券につき、取引の参考となる気配及び相場が存在しないとともに、換金性が著しく乏しいこと。
- 8 顧客が取得する店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合にあっては、当該店頭有価証券の売買を行っても権利の移転が発行者によって認められないときがあること。
- 9 顧客が取得する店頭有価証券が株券であっても、配当が支払われないことがあること。
- 10 顧客が取得する店頭有価証券は、社債券のように償還及び利息の支払が行われるものではないこと。
- 11 顧客が取得する店頭有価証券の価値が消失する等、その価値が大きく失われるリスクがあること。
- 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、電話又は訪問の方法等、金商業等府令第6条の2各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。
- 13 投資者が、株式投資型クラウドファンディング業務に関して会員等に照会する場合の連絡方法
- 14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨
- 15 会員等が、顧客から金銭の預託を受ける場合には、当該顧客が株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の受渡しの状況について確認する方法
- 16 発行者における株主管理に関する事項
- 17 株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後における、当該顧客が取得する店頭有価証券の発行者の事業の状況についての定期的な情報の提供方法
- 18 特定業務会員にあっては、金商法第29条の4第1項第6号イ及び同法第46条の6の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第79条の27第1項及び第2項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第29条の4の2第9項及び第10項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨
- 19 当該会員等と発行者との利害関係が認められる場合には、その内容

- 20 株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券に投資するに当たつてのリスク
- 21 会員等の金商法第 46 条の 4 に基づき作成した業務及び財産の状況に関する説明書類並びに会員の金商法第 46 条の 6 第 3 項に基づき作成した自己資本規制比率を記載した書面
- 2 会員等は、前項第 4 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 20 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

(契約締結前交付書面)

- 第 10 条** 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて記載するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうち該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して記載することができる。
- 2 前項の場合において、会員等は、前条第 1 項第 4 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 20 号に掲げる事項については、金商業等府令第 79 条第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。

(確認書の徴求等)

- 第 11 条** 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得を初めて行う顧客から、契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第 1 項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書を徴求しなければならない。

(勧誘手法併用の禁止)

- 第 12 条** 会員等は、電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。

(払込額が少額要件を満たしていることの確認)

- 第 13 条** 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得

させようとする顧客からの払込額が、金商法施行令第15条の10の3第2号に掲げる要件を満たすものであることを確認しなければならない。

(顧客資産の分別管理)

第14条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券を取得させようとする顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、金商法に基づき、当該金銭について適切に分別管理を行わなければならない。

(適切な配分)

第15条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資者に偏ることのないよう努めなければならない。

(発行者による事後の定期的な情報提供)

第16条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の発行者が当該店頭有価証券を取得した顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結しなければならない。

2 会員等は、前項の契約に基づき発行者により情報の提供が行われていることを確認しなければならない。

第3章 業務管理体制の整備

第1節 通 則

(社内規則及び取扱要領)

第17条 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、金商法及びこの規則を遵守しながら当該株式投資型クラウドファンディング業務を遂行するために必要な事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。

2 会員等は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出しなければならない。

3 会員等は、前項の取扱要領を、金商業等府令第146条の2第4項に規定する方法により投資者が閲覧することができる状態に置かななければならない。

4 会員等は、第2項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、前2項の措置を講じなければならない。

(投資者からの照会に回答する体制の整備)

第 18 条 株式投資型クラウドファンディング業務を行おうとする会員等は、当該株式投資型クラウドファンディング業務に関する投資者からの照会に対し適切に回答するために必要な体制を整備しなければならない。

第 2 節 反社会的勢力の排除に係る体制の整備

(反社会的勢力の排除)

第 19 条 特定業務会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。

2 特定業務会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。

(基本方針の策定及び公表)

第 20 条 特定業務会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 特定業務会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

(反社会的勢力でない旨の確約)

第 21 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。

(審査の実施)

第 22 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客が反社会的勢力に該当するかどうかについて審査するよう努めなければならない。

(契約の禁止)

第 23 条 特定業務会員は、前条に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約を締結してはならない。

(社内管理態勢の整備)

第 24 条 特定業務会員は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 特定業務会員は、前項に規定する社内規則に基づき、反社会的勢力に関する情報の取

集、社内研修の実施その他の反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めなければならない。

(本協会及び警察等との連携・協力)

第 25 条 特定業務会員は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、本協会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。

2 特定業務会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。

第 4 章 雑 則

(株式投資型クラウドファンディング業務に関する本協会への報告)

第 26 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務の状況について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。

1 一の店頭有価証券に係る株式投資型クラウドファンディング業務を開始した日の属する月の末日において当該株式投資型クラウドファンディング業務の期間が終了していない場合

当該月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）

2 一の店頭有価証券に係る株式投資型クラウドファンディング業務の期間が終了した場合

当該終了した日の属する月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）

2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。

(本協会による照会等)

第 27 条 本協会は、会員等に対し、取扱要領の内容又は株式投資型クラウドファンディング業務の状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。

2 会員等は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

付 則

この規則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

株主コミュニティに関する規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、流通性が制限される株主コミュニティ銘柄の取引に関し必要な事項を定め、業務運営の適切性を確保することにより、株主コミュニティの制度について内在するリスクを含め適切に理解されたいうでこれが活用され、もって、株主コミュニティ銘柄の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。

2 店頭取引

店頭有価証券規則第 2 条第 2 号に規定する店頭取引をいう。

3 株主コミュニティ

一の店頭有価証券に対する投資意向を有する投資者を帰属させるための集合体をいう。

4 運営会員

株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した会員をいう。

5 株主コミュニティ銘柄

一の運営会員が株主コミュニティを運営し、投資勧誘を行う店頭有価証券をいう。

6 反社会的勢力

「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。

(株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止)

第 3 条 会員は、当該会員が株式投資型クラウドファンディング業務(「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。)において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行ってはならない。

第 2 章 株主コミュニティの組成

(株主コミュニティの組成)

第 4 条 会員は、株式コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。

2 運営会員は、株主コミュニティを銘柄毎に組成しなければならない。

3 会員は、金融商品取引所により上場廃止とされた店頭有価証券にあつては、上場していた期間に引き続いて株主コミュニティを組成してはならない。

(発行者についての審査)

第 5 条 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券につき、第 25 条の規定により当該運営会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行った結果、株主コミュニティ銘柄として適当と認められない場合は、当該店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならない。

1 発行者及びその行う事業の実在性

2 発行者の財務状況

3 発行者の法令遵守状況を含めた社会性

4 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

5 当該運営会員と発行者との利害関係の状況

6 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的方法により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。

(反社会的勢力排除のための契約内容)

第 6 条 運営会員は、株主コミュニティを組成しようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、発行者との間で書面による契約を締結しなければならない。

1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。

2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該運営会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株主コミュニティに係る契約が解除されること。

3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該運営会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株主コミュニティに係る契約が解除されること。

(反社会的勢力の排除)

第 7 条 運営会員は、株主コミュニティを組成する前に、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該発行者が発行する店頭有価証券についての株主コミュニティを組成してはならない。

2 運営会員は、株主コミュニティを組成した後に、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、直ちに当該株主コミュニティを解散しなければならない。

(募集等の取扱い)

第 8 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の募集又は私募の取扱いを行うに際しては、発行者の事業計画の妥当性、当該募集又は私募の取扱いにより調達する資金の使途の妥当性、当該運営会員が当該株主コミュニティ銘柄について過去に取り扱った募集又は私募において調達した資金の使途状況及び第 5 条第 1 項各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の審査について準用する。

第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退

(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)

第 9 条 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、当該投資者に係る当該株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならない。

2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。

3 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。

- 1 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等の株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
- 2 第 14 条の規定に基づく株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報

(確認書の徴求等)

第 10 条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）から、第 15 条第 1 項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に

関する確認書を徴求しなければならない。

(株主コミュニティからの脱退手続)

第 11 条 運営会員は、株主コミュニティに参加した投資者（以下「参加者」という。）の脱退の申出その他のあらかじめ取扱要領（第 25 条第 2 項に規定する取扱要領をいう。第 15 条第 1 項第 14 号において同じ。）に定めた事由により、参加者に係る脱退の手続を行うものとする。

第 4 章 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供

(株主コミュニティ銘柄に関する情報提供)

第 12 条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。

- 1 当該運営会員が取り扱う株主コミュニティ銘柄の銘柄名
 - 2 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が当該発行者に関する情報を掲載するウェブページの URL（ウェブサイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号）
 - 3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の株主に対する特典
 - 4 当該株主コミュニティ銘柄に関する募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間
- 2** 運営会員は、前項各号に掲げる事項以外の株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。ただし、第 9 条第 3 項の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合は、この限りでない。

(情報の取得)

第 13 条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、発行者に係る情報を取得しなければならない。

- 1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書（同法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあつては、当該四半期報告書）又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に係る情報にあつては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。
 - イ 有価証券届出書等
発行者が内閣総理大臣に対し有価証券届出書等を提出したときから遅滞なく
 - ロ イに掲げるもののほか、運営会員が必要と認める情報
当該情報の発生後遅滞なく
- 2 運営会員は、前号以外の発行者に係る情報にあつては、次のイからチまでに掲げる

情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。

イ 会社法に基づく計算書類

定時株主総会の承認を受けたときから遅滞なく

ロ 公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下この号において同じ。）でない株式会社にあつては、公開会社が同法に基づき作成しなければならない計算書類の記載事項に準拠して記載された情報

イに掲げる情報の取得の時

ハ 会社法に基づく事業報告

定時株主総会に報告されたときから遅滞なく

ニ 公開会社でない株式会社にあつては、公開会社が会社法に基づき作成しなければならない事業報告の記載事項に準拠して記載された情報

ハに掲げる情報の取得の時

ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式に定める有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠して記載された情報

ハに掲げる情報の取得の時

ヘ 募集又は私募の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集又は私募に係る情報

当該募集又は私募に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく

ト 売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出し又は私売出しに係る情報
当該売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出しを開始するときまで

チ イからトまでに掲げるもののほか、運営会員が必要と認める情報

当該情報の発生後遅滞なく

（参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供）

第 14 条 運営会員は、前条各号に規定する情報を取得した場合は、参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。

第 5 章 投資勧誘

（店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付）

第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投

資家以外の参加者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号の規定により交付する契約締結前交付書面に、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて記載の上、同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。

- 1 金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の開示は義務付けられていないこと。
 - 2 発行者の財務情報について公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
 - 3 株主コミュニティ銘柄につき、取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと。
 - 4 株主コミュニティ銘柄に譲渡制限が付されている場合にあっては、店頭取引を行ったとしても、譲渡による取得について発行者による承認が得られない場合があること。
 - 5 株主コミュニティ銘柄の発行者又はその周辺の状況により、当該株主コミュニティ銘柄の価値が大きく失われるリスクがあること。
 - 6 株主コミュニティ銘柄に関する照会を行う場合の連絡先
 - 7 参加者への前条に基づく情報提供の方法
 - 8 発行者における株主管理に関する事項
 - 9 株主コミュニティ銘柄については、中長期間の保有を旨とすること。
 - 10 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの範囲に限定されていること。
 - 11 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、運営会員を通じて行うこと。
 - 12 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、金商法第 166 条、第 167 条及び第 167 条の 2 の規定に基づく内部者取引規制が適用されないこと。
 - 13 発行者又は運営会員に起因する事由により株主コミュニティが解散される場合があり、その場合は、流動性が著しく失われる可能性があること。
 - 14 運営会員毎に定める取扱要領に基づき取扱いがなされること及び当該取扱要領の内容
 - 15 当該運営会員の金商法第 46 条の 4 に基づき作成した業務及び財産の状況に関する説明書類並びに金商法第 46 条の 6 第 3 項に基づき作成した自己資本規制比率を記載した書面の確認の方法
 - 16 当該株主コミュニティ銘柄に投資するに当たってのリスク
 - 17 その他運営会員が必要と認める事項
- 2** 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者に対して当該銘柄の投資勧誘を行うに当たり、当該参加者に対して、前条に基づき提供される情報の内容について説明を求めることができる旨を伝えなければならない。

(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の禁止)

第 16 条 運営会員は、自社が運営会員となっている株主コミュニティの参加者以外の者に対して、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行ってはならない。

第 6 章 店頭取引

(店頭取引の範囲)

第 17 条 株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、運営会員が運営している当該株主コミュニティの参加者間又は参加者と運営会員との間で行わなければならない。

(不正取引行為の確認)

第 18 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。

(自己売買)

第 19 条 会員は、株主コミュニティ銘柄について自己の計算による売買を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。

(共同計算の取引の禁止)

第 20 条 会員は、他の会員又は参加者と共同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。

(不正な手段を用いた店頭取引の禁止)

第 21 条 会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。

(過当の取引の禁止)

第 22 条 会員は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。

(買あおり又は売崩しの禁止)

第 23 条 会員は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に

気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。

(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)

- 第 24 条** 会員は、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。
- 2 会員は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。
 - 3 会員は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引を行ってはならない。

第 7 章 業務管理体制の整備等

(社内規則及び取扱要領)

- 第 25 条** 運営会員は、次に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。
- 1 第 5 条及び第 8 条の規定により行う審査に関する事項
 - 2 株主コミュニティへの投資者の参加及び脱退に係る要件及び手続に関する事項
 - 3 株主コミュニティの解散に係る要件及び手続に関する事項
 - 4 第 12 条の規定を遵守するための事項
 - 5 発行者に関する情報の取得に関する事項
 - 6 参加者への第 14 条に基づく情報提供に関する事項
 - 7 参加者以外の投資者からの問合せに対応するための事項
 - 8 店頭取引に係る店頭有価証券の受渡しに関する事項
 - 9 第 18 条に定める不正取引行為についての確認に関する事項
 - 10 その他運営会員が必要と認める事項
- 2 運営会員は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出しなければならない。
- 3 運営会員は、前項の取扱要領を公表しなければならない。
- 4 運営会員は、第 2 項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、前 2 項の措置を講じなければならない。

(運営会員としての届出及び指定)

- 第 26 条** 運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティを組成しようとする日の 15 営業日前までに、本協会に届け出なければならない。
- 2 前項の会員は、同項の届出を行うに際しては、所定の様式による運営会員指定届出書、前条第 2 項の規定により作成する取扱要領、所定の様式による運営会員に係る宣誓書その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。
 - 3 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、第 1 項の届出を行った会員を運営会員として指定する。ただし、当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができ

る。

4 本協会は、前項の指定について公表する。

(運営会員としての指定の取消し)

第 27 条 運営会員としての指定の取消しを希望する運営会員は、当該指定の取消しを希望する日の5営業日前までに、本協会に届け出なければならない。この場合において、当該運営会員は、所定の様式による運営会員指定取消届出書を本協会に提出しなければならない。

2 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、前項の届出によらずに、運営会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。

3 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った運営会員が希望する日に、前項の場合は本協会が必要と認める日に、運営会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。

4 本協会は、前項の指定の取消し又は停止について公表する。

5 会員は、第3項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。

(運営会員としての指定の取消しによる株主コミュニティの解散)

第 28 条 運営会員は、前条の規定により本協会により運営会員としての指定を取り消された場合には、直ちに自らが運営している全ての株主コミュニティを解散しなければならない。

第 8 章 雑 則

(本協会への報告)

第 29 条 運営会員は、自社が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日（募集等の取扱い等については、当該募集等の取扱い等の期間が終了した日の属する週の翌週の月曜日）（当該月曜日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。

2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。

(本協会による照会等)

第 30 条 本協会は、運営会員に対し、取扱要領の内容、株主コミュニティ銘柄又は当該運営会員の運営状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。

2 運営会員は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

付 則

- 1 この規則は、平成 27 年 5 月 29 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 会員は、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第 2 条第 5 号に規定するグリーンシート銘柄若しくは同条第 6 号に規定するフェニックス銘柄として指定されている店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならない。
- 3 施行日の前日において「店頭有価証券に関する規則」制定付則第 3 項の規定の適用を受けていた会員が、同項の規定により投資勧誘を行うことができた銘柄について株主コミュニティを組成しようとする場合には、当該銘柄の発行者が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と関係がないことを当該会員が確認しているときに限り、第 6 条の規定は適用しない。

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 店頭有価証券 我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> <p>(店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第 3 条 協会員は、次条、第 6 条 若しくは <u>第 8 条</u>、「<u>株主コミュニティに関する規則</u>」又は「<u>株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則</u>」の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の譲渡制限は、当該 <u>店頭取扱有価証券</u> の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。</p> <p>1 取得者がその経営の著しい不振により取得した <u>店頭取扱有価証券</u> を譲渡する場合</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員、当該 <u>店頭取扱有価証券</u> の発行会社及び投資勧誘の相手方であ</p>	<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 店頭有価証券 我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券 <u>(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第 3 条 協会員は、次条、第 6 条 <u>及び</u> 第 8 条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 6 条 (省 略)</p> <p>2 前項の譲渡制限は、当該 <u>店頭有価証券</u> の取引所金融商品市場への上場、グリーンシート銘柄としての指定又はその取得の日以後 2 年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。</p> <p>1 取得者がその経営の著しい不振により取得した <u>店頭有価証券</u> を譲渡する場合</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員、当該 <u>店頭有価証券</u> の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧</p>

新	旧
<p>る顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)</p> <p>第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合（「株主コミュニティに関する規則」又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>1・2 (現行どおり) (削 る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日（以下</p>	<p>客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)</p> <p>第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 <u>この規則の施行日の前日において旧公正慣習規則第 2 号第 4 章の規定によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券の取扱会員として指定されていた会員及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、限定的な投資勧誘（投資勧誘なしに顧客から受けた買い又は売りの注文に対応する売り又は買いの投資勧誘をいう。次項において同じ。）を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の限定的な投資勧誘を行う場合、旧公正慣習規則第 2 号第 34 条第 2 項及び第 35 条から第 37 条までの規定を適用する。この場合において、「グリーンシート銘柄」とあるのは「旧公正慣習規則第 2 号によりリージョナルに区分するグリーンシート銘柄として指定されていた店頭取扱有価証券」と読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p>「施行日」という。) から施行する。ただし、付則第 3 項及び第 4 項を削る改正は、施行日から 3 か月を経過した日から施行する。</p>	

(注) 新旧対照表における付則第 3 項及び第 4 項を削る改正に係る「付則」は、平成 17 年 3 月 15 日制定に係るもの。

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 会社内容説明書</p> <p>店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第 5 条の要件を、金商法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する優先出資証券及び同項第 11 号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券(以下「投資証券等」という。)に係るものについては <u>第 6 条第 3 項</u> の要件をそれぞれ満たした、本条第 7 号に規定する取扱会員及び第 8 号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。</p> <p>5 グリーンシート銘柄</p> <p>店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第 2 条第 4 号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。)、優先出資証券及び投資証券等のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。</p> <p>6～10 (現行どおり)</p> <p align="center">第 2 章 指 定</p> <p>(グリーンシート銘柄の区分)</p> <p>第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 会社内容説明書</p> <p>店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第 5 条の要件を、金商法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する優先出資証券及び同項第 11 号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券(以下「投資証券等」という。)に係るものについては <u>第 6 条第 4 項</u> の要件をそれぞれ満たした、本条第 7 号に規定する取扱会員及び第 8 号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。</p> <p>5 グリーンシート銘柄</p> <p>店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第 2 条第 4 号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。<u>以下第 6 条第 2 項において同じ。</u>)、優先出資証券及び投資証券等のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。</p> <p>6～10 (省 略)</p> <p align="center">第 2 章 指 定</p> <p>(グリーンシート銘柄の区分)</p> <p>第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、</p>

新	旧
<p>取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。</p> <p>1 エマージング 取扱会員となろうとする会員において <u>新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果</u>、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）を指定する区分</p> <p>2 オーディナリー 取扱会員となろうとする会員において <u>新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果</u>、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する区分</p> <p>3 投信・SPC 投資証券等及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において <u>新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果</u>、適当であると判断されたものを指定する区分</p> <p>（グリーンシート銘柄等の指定条件） 第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）が <u>フェニックス銘柄</u> として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。</p> <p>1 発行会社が株主名簿管理人に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p>	<p>取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。</p> <p>1 エマージング 取扱会員となろうとする会員において <u>第7条に規定する審査を行った結果</u>、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）を指定する区分</p> <p>2 オーディナリー 取扱会員となろうとする会員において <u>第7条に規定する審査を行った結果</u>、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する区分</p> <p>3 投信・SPC 投資証券等及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において <u>第7条に規定する審査を行った結果</u>、適当であると判断されたものを指定する区分</p> <p>（グリーンシート銘柄等の指定条件） 第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）が <u>グリーンシート銘柄等</u> として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。</p> <p>1 発行会社が株主名簿管理人（<u>当該有価証券が投資証券等である場合は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第36条第5項第8号において同じ。</u>）に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）。</p> <p>2 <u>本協会が第9条の指定を行う日までに、当該有価証券が本協会の定める様</u></p>

新	旧
<p><u>2・3</u> (現行どおり) (削 る)</p> <p><u>2</u> <u>投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄である優先出資証券及び投資証券等の発行者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。</u></p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 公認会計士又は監査法人により、金商法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>（以下「<u>投信法</u>」という。）に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。</p> <p><u>4・5</u> (現行どおり)</p> <p>第7条 削除</p>	<p>式に適合するものとなっていること。</p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p><u>2</u> <u>エマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書に記載される事業計画の概要及びその実現性等には、グリーンシート銘柄として指定しようとする日を含む事業年度及びその翌事業年度における売上高、営業利益、経常利益等の計画数値を掲げなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券等は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。</u></p> <p>1・2 (省 略)</p> <p><u>4</u> 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 公認会計士又は監査法人により、金商法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは<u>投信法</u>に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。</p> <p><u>5・6</u> (省 略)</p> <p>(審査)</p> <p><u>第7条</u> <u>取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行会社の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリー</u></p>

新	旧
	<p><u>ンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第5号及び第6号を、投信・SPCに区分する場合は第4号から第6号を、それぞれ除く。</u></p> <p><u>1 法令遵守状況を含めた社会性</u></p> <p><u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u></p> <p><u>3 適時開示体制の整備状況</u></p> <p><u>4 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと。</u></p> <p><u>5 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること。</u></p> <p><u>6 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること。</u></p> <p><u>7 当該銘柄に投資するに当たってのリスク</u></p> <p><u>2 取扱会員となろうとする会員は、前項の審査及び判断に責任を負わなければならない。なお、代表取扱会員となる予定の会員が前項の審査及び判断を行った場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員は当該審査及び判断の内容を取扱会員となろうとする他の会員に通知するとともに、取扱会員となろうとするすべての会員が連帯して責任を負わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の審査を行おうとする会員は、あらかじめ、同項に定める項目について適正な審査を行うに足る社内規則を定め、本協会に提出しなければならない。当該社内規則について変更が生じたときも同様とする。</u></p> <p><u>4 第1項の審査を行う会員は、前項の規定に基づき本協会に提出した社内規則に従って当該審査を行わなければならない</u></p>

新	旧
<p>(届出及び指定)</p> <p>第 9 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、<u>店頭取扱有価証券</u> (既にグリーンシート銘柄等として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の <u>5 営業日前</u> までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>フェニックス銘柄であることを明示するとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表 (毎営業日に更新及び報告する) 又は週次公表 (週 1 回以上更新及び報告する) のいずれとするかを明示しなければならない。</u></p> <p>3 第 1 項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書 (以下「会社内容説明書等」という。) その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。</p> <p>4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備が <u>ない</u> 場合には、あらかじめ公表した上で、<u>当該店頭取扱有価証券を</u> フェニックス銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員 (代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において</p>	<p><u>い。また、行った審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。</u></p> <p>(届出及び指定)</p> <p>第 9 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、<u>店頭取扱有価証券等</u> (既にグリーンシート銘柄等として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の <u>15 営業日前</u> (フェニックス銘柄として <u>投資勧誘を行おうとする場合は 5 営業日前</u>) までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>グリーンシート銘柄であるかフェニックス銘柄であるかの別及びグリーンシート銘柄である場合には第 4 条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表 (毎営業日に更新及び報告する) 又は週次公表 (週 1 回以上更新及び報告する) のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。</u></p> <p>3 第 1 項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書 (以下「会社内容説明書等」という。) <u>及び第 7 条第 1 項の審査の結果について記した書面</u> その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。</p> <p>4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、<u>取扱会員となろうとする会員により第 7 条第 1 項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第 2 項の規定により明示されたグリーンシート銘柄であるか</u>フ</p>

新	旧
<p>取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定する。</p> <p>5 前項の指定は、本協会が、<u>当該フェニックス銘柄</u>について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。</p> <p>(新たな取扱会員の届出)</p> <p>第 10 条 既に<u>フェニックス銘柄</u>として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。</p> <p>2 前項の届出においては、<u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項</u>の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。</p> <p>3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を <u>当該フェニックス銘柄</u> の新たな取扱会員として指</p>	<p><u>フェニックス銘柄であるかの別及びグリーンシート銘柄の区分が適当であると認め</u>た場合には、あらかじめ公表した上で、<u>当該店頭取扱有価証券等を当該区分に区分するグリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄として指定するとともに</u>、当該届出を行った会員を取扱会員(代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定する。</p> <p>5 前項の指定は、本協会が、<u>当該グリーンシート銘柄等</u>について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、<u>第 7 条の審査及び判断が適正なものであることを認定し</u>、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。</p> <p>(新たな取扱会員の届出)</p> <p>第 10 条 既に<u>グリーンシート銘柄等</u>として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。</p> <p>2 前項の届出においては、<u>前条第 2 項</u>の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。</p> <p>3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を <u>当該グリーンシート銘柄等</u>の新たな取扱会員とし</p>

新	旧
<p>定する。</p> <p>(準取扱会員) 第 11 条 フェニックス銘柄の準取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出においては、<u>平成27年5月29日改正前のこの規則第9条第2項の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。</u></p> <p>3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を <u>当該フェニックス銘柄</u> の準取扱会員として指定する。</p> <p>(グリーンシート銘柄の区分の変更) 第 12 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第5条、第6条第2項、第7条第1項第5号及び第6号、第7条第2項から第4項まで並びに第9条第2項から第5項まで</u>の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(エマージング区分についての確認) 第 13 条 (現行どおり)</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>6 <u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第5条、第7条第2項から第4項まで及び第9条第2項から第5項まで</u>の規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 気配提示・報告及び売買報告</p> <p>(気配の提示、報告及び公表等) 第 35 条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されているグリーンシート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配(以下「気配」という。)を、取扱部店の店頭等において、<u>平成 27 年 5 月</u></p>	<p>て指定する。</p> <p>(準取扱会員) 第 11 条 <u>グリーンシート銘柄等</u>の準取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出においては、<u>第9条第2項の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。</u></p> <p>3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を<u>当該グリーンシート銘柄等</u>の準取扱会員として指定する。</p> <p>(グリーンシート銘柄の区分の変更) 第 12 条 (省 略)</p> <p>2 <u>第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)</u>の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(エマージング区分についての確認) 第 13 条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 <u>第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)</u>及び<u>前条第3項</u>の規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>第 7 章 気配提示・報告及び売買報告</p> <p>(気配の提示、報告及び公表等) 第 35 条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されているグリーンシート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配(以下「気配」という。)を、取扱部店の店頭等において、<u>第9条第2項に</u></p>

新	旧
<p><u>29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週 1 回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、<u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>(削 る)</p> <p>4 会員（取扱会員等を除く。<u>第 6 項</u>において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄等の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄等の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>5 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄等の店頭取引の内容について、<u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時</p>	<p>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週 1 回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、<u>第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>4 <u>第 9 条第 4 項の指定に際して募集等の取扱い等を行う場合、当該指定した日から当該募集等の取扱い等に係る券面の交付日の前営業日までの間、当該銘柄の取扱会員等は、第 1 項に規定する当該銘柄の気配の提示及び前項に規定する本協会への報告は行わないこととすることができる。この場合、この間において当該取扱会員等が行うことができる投資勧誘は、当該募集等の取扱い等に係るものに限る。</u></p> <p>5 会員（取扱会員等を除く。<u>第 7 項</u>において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄等の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄等の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄等の店頭取引の内容について、<u>第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄</p>

新	旧
<p>00分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>6 （現行どおり）</p> <p>7 本協会は、<u>第3項から前項までの規定</u>により会員から報告されたグリーンシート銘柄等の気配及び売買の内容について公表する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 指定の取消し</p> <p>(取扱会員としての指定の取消し)</p> <p>第36条 （現行どおり）</p> <p>2～4 （現行どおり）</p> <p>5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</p> <p>1～7 （現行どおり）</p> <p>8 株主名簿管理人への株式事務の委託グリーンシート銘柄等の発行会社が株式事務を株主名簿管理人（当該有価証券が投資証券等である場合は<u>投信法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人</u>）に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合</p> <p>9～14 （現行どおり）</p> <p>6～8 （現行どおり）</p> <p>(グリーンシート銘柄等としての指定の取消し)</p> <p>第37条 （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 前2項の場合、本協会は、最後の取扱会員等についての<u>前条第7項</u>の公表と同時に、その旨を公表する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑 則</p> <p>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</p> <p>第41条 会員は、委託先の金融商品仲介</p>	<p>については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後5時00分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>7 （省 略）</p> <p>8 本協会は、<u>第3項及び第5項から前項までの規定</u>により会員から報告されたグリーンシート銘柄等の気配及び売買の内容について公表する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 指定の取消し</p> <p>(取扱会員としての指定の取消し)</p> <p>第36条 （省 略）</p> <p>2～4 （省 略）</p> <p>5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。</p> <p>1～7 （省 略）</p> <p>8 株主名簿管理人への株式事務の委託グリーンシート銘柄等の発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合</p> <p>9～14 （省 略）</p> <p>6～8 （省 略）</p> <p>(グリーンシート銘柄等としての指定の取消し)</p> <p>第37条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 前2項の場合、本協会は、最後の取扱会員等についての<u>前条第6項</u>の公表と同時に、その旨を公表する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑 則</p> <p>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</p> <p>第41条 会員は、委託先の金融商品仲介</p>

新	旧
<p>業者に対し、第16条第7項、第17条第4項、第18条第2項、第20条、第21条、第34条第2項並びに第38条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成27年5月29日から施行する。</p> <p>2 平成30年3月31日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならない。</p> <p>3 改正前の第15条第9項、第16条第8項、第17条第3項及び第18条第3項の規定に基づくグリーンシート銘柄に係る公衆の縦覧は、これらの規定にかかわらず、平成30年3月31日をもって、終了することとする。</p>	<p>業者に対し、<u>第15条第4項</u>、第16条第7項、第17条第4項、第18条第2項、第20条、第21条、第34条第2項、<u>第35条第4項</u>並びに第38条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p>

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(取引開始基準) 第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p><u>7 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る取引等</u></p> <p><u>8 「株主コミュニティに関する規則」第 2 条第 5 号に規定する株主コミュニティ銘柄の取引等</u></p> <p><u>9</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(取引開始基準) 第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1～6 (省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>7</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者</p> <p>ロ <u>特定業務会員</u>の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において <u>特定業務(定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。)</u>に従事する者</p> <p>ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 33 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に従事する者(金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(以下「特定金融商品取引業務」という。)に従事する者を含む。)</p> <p>ニ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</p> <p>7～8 (現行どおり)</p> <p>(禁止行為) 第 7 条 協会員 <u>(金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 16 号に規定する電子取引基盤運營業務のみ行う特定</u></p>	<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ <u>店頭デリバティブ取引会員</u>の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において <u>特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</u>に従事する者</p> <p>ハ (同 左)</p> <p>ニ (同 左)</p> <p>7～8 (省 略)</p> <p>(禁止行為) 第 7 条 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従</p>

新	旧
<p><u>業務会員を除く。以下、この項において同じ。）は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業者から、当該従業者が当該他の協会の従業者であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業者若しくは当該従業者の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等（他の協会が <u>特定業務会員</u> である場合は、当該 <u>特定業務会員の特定業務</u> に、他の協会が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。）の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p>1 <u>当該他の協会の書面による承諾を受けた場合</u></p> <p>2 <u>当該従業者に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合</u></p> <p>3 <u>当該従業者に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合</u></p> <p>4 <u>当該従業者（特別会員の従業者に限る。）に係る取引が金商法第 33 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する有価証券の取引である場合</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会は、その従業者が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会の書面による承諾を受けないで、他の協会に当該従業者又は当該従業者の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 当該従業者に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券</u></p>	<p>業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業者若しくは当該従業者の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等（他の協会が <u>店頭デリバティブ取引会員</u> である場合は、当該 <u>店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等</u> に、他の協会が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。）の注文を受けてはならない。ただし、当該他の協会の書面による承諾を受けた場合、当該従業者に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業者（特別会員の従業者に限る。）に係る取引が金商法第 33 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会は、その従業者が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 <u>いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会の書面による承諾を受けないで、他の協会に当該従業者又は当該従業者の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業者に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引であ</u></p>

新	旧
<p>等以外の有価証券の取引である場合</p> <p>ロ 当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合</p> <p>ハ 当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第33条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合</p> <p>ニ 当該従業員が金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第16号に規定する電子取引基盤運営業務のみ行う特定業務会員の従業員である場合</p> <p>5～13 （ 現行どおり ）</p> <p>14 顧客から所属協会員に交付するために預託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭及び有価証券（<u>特定業務会員</u>にあつては <u>特定業務</u>に係る金銭及び有価証券に、特別会員にあつては登録金融機関業務に係る金銭及び有価証券に限る。）を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。</p> <p>15 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類（<u>特定業務会員</u>にあつては <u>特定業務</u>に係るものに、特別会員にあつては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>16 （ 現行どおり ）</p> <p>17 職務上知り得た秘密（<u>特定業務会員</u>にあつては <u>特定業務</u>に係るものに、特別会員にあつては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。</p> <p>16～28 （ 現行どおり ）</p> <p>29 会員 <u>又は特定業務会員</u>に係る有価証券の売買その他の取引等において、顧客が定款の施行に関する規則第15条に規定する反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、金融商品取引及び金融商品市場</p>	<p>る場合及び当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第33条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。</p> <p>5～13 （ 省 略 ）</p> <p>14 顧客から所属協会員に交付するために預託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭及び有価証券（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあつては <u>特定店頭デリバティブ取引等</u>に係る金銭及び有価証券に、特別会員にあつては登録金融機関業務に係る金銭及び有価証券に限る。）を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。</p> <p>15 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあつては <u>特定店頭デリバティブ取引等</u>に係るものに、特別会員にあつては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>16 （ 省 略 ）</p> <p>17 職務上知り得た秘密（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあつては <u>特定店頭デリバティブ取引等</u>に係るものに、特別会員にあつては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。</p> <p>16～28 （ 省 略 ）</p> <p>29 会員に係る有価証券の売買その他の取引等において、顧客が定款の施行に関する規則第15条に規定する反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力</p>

新	旧
<p>から反社会的勢力を排除するときを除く。</p> <p>(不適切行為) 第 8 条 協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。</p> <p>1 有価証券の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文（<u>特定業務会員</u>にあつては <u>特定業務</u> に係る、<u>特別会員</u>にあつては <u>登録金融機関業務</u> に係る顧客の注文に限る。第 4 号において同じ。）内容について確認を行わないまま注文を執行すること。</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p> <p>(協会の役員に対する準用) 第 17 条 第 3 条の 2、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条及び第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、<u>特定業務会員</u> の <u>特定業務</u> を担当する役員及び特別会員の <u>登録金融機関業務</u> を担当する役員について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>1 第 7 条第 1 項（「(金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 16 号に規定する電子取引基盤運営業務のみ行う特定業務会員は除く。以下、この項において同じ。)」を加える部分に限る。）の改正</p> <p>2 第 7 条第 3 項第 4 号ニの新設</p>	<p>を排除するときを除く。</p> <p>(不適切行為) 第 8 条 協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。</p> <p>1 有価証券の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあつては <u>特定店頭デリバティブ取引等</u> に係る、<u>特別会員</u>にあつては <u>登録金融機関業務</u> に係る顧客の注文に限る。第 4 号において同じ。）内容について確認を行わないまま注文を執行すること。</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p> <p>(協会の役員に対する準用) 第 17 条 第 3 条の 2、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条及び第 7 条から第 16 条までの規定は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、<u>店頭デリバティブ取引会員</u> の <u>特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</u> を担当する役員及び特別会員の <u>登録金融機関業務</u> を担当する役員について準用する。</p>

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>会員 及び特定業務会員 (定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。)</u> が金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、<u>会員 及び特定業務会員</u> における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。</p> <p>(監査法人等による分別管理監査等)</p> <p>第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人 (次項において「監査法人等」という。) による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査 (以下「分別管理監査等」という。) を受けなければならない。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(特定業務会員に対する準用)</p> <p>第 4 条 <u>第 2 条及び第 3 条の規定 (第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。)</u> は、<u>特定業務会員についてそれぞれ準用する。</u> この場合において、これらの規定中「<u>会員</u>」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第 2</p>	<p>会員における 顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員が金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、<u>会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。</u></p> <p>(監査法人等による分別管理監査等)</p> <p>第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」<u>(平成 26 年 4 月 15 日)</u>」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」<u>(平成 26 年 4 月 15 日)</u>」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人 (次項において「監査法人等」という。) による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査 (以下「分別管理監査等」という。) を受けなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>条中「同条第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と、第3条第4項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(本規則の改正) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p>(その他) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(本規則の改正) 第 4 条 (省 略)</p> <p>(その他) 第 5 条 (省 略)</p>

「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>緊急時事業継続体制の整備等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>会員及び特定業務会員</u>が地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）を想定した事業継続体制（BCM：Business Continuity Management）を整備すること等により、<u>会員及び特定業務会員</u>における顧客資産の保護並びに有価証券の売買その他の取引等の継続性及び安全性の確保を図り、もって投資者の保護並びに<u>会員、特定業務会員</u>及び金融商品市場の機能の維持に資することを目的とする。</p> <p>(事業継続体制の整備)</p> <p>第 2 条 <u>会員及び特定業務会員</u>は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(「事業継続計画」の策定等)</p> <p>第 3 条 <u>会員及び特定業務会員</u>は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、役員及び従業員（以下「役職員」という。）に周知しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「事業継続計画」には、<u>会員及び特定業務会員</u>の立地条件、業務特性及び規模等により、次の各号に掲げる項目を整備しなければならない。</p> <p>1～10 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>3 <u>会員及び特定業務会員</u>は、第1項の規定により策定した事業継続計画を維持するため、適時、見直しを行わなければならない。</p> <p>4 <u>会員及び特定業務会員</u>は、事業継続計</p>	<p>会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>会員</u>が地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）を想定した事業継続体制（BCM：Business Continuity Management）を整備すること等により、<u>会員</u>における顧客資産の保護並びに有価証券の売買その他の取引等の継続性及び安全性の確保を図り、もって投資者の保護並びに<u>会員及び金融商品市場</u>の機能の維持に資することを目的とする。</p> <p>(事業継続体制の整備)</p> <p>第 2 条 <u>会員</u>は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(「事業継続計画」の策定等)</p> <p>第 3 条 <u>会員</u>は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、役員及び従業員（以下「役職員」という。）に周知しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「事業継続計画」には、<u>会員の立地条件、業務特性及び規模等</u>により、次の各号に掲げる項目を整備しなければならない。</p> <p>1～10 （ 省 略 ）</p> <p>3 <u>会員</u>は、第1項の規定により策定した事業継続計画を維持するため、適時、見直しを行わなければならない。</p> <p>4 <u>会員</u>は、事業継続計画に基づく災害発生</p>

新	旧
<p>画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。</p> <p>(緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン)</p> <p>第 4 条 本規則に定める事項のほか、<u>会員及び特定業務会員</u>の緊急時事業継続体制に関する基本的な考え方及び具体的な内容は、本協会が別に定める「緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」で定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。</p> <p>(<u>会員の</u>緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン)</p> <p>第 4 条 本規則に定める事項のほか、<u>会員の</u>緊急時事業継続体制に関する基本的な考え方及び具体的な内容は、本協会が別に定める「<u>会員の</u>緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」で定める。</p>

「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン</p> <p>I 目 的</p> <p>このガイドラインは、<u>会員及び特定業務会員</u>が「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」（以下「規則」という。）に定めるところにより、災害発生時等を想定した事業継続体制（ B C M : Business Continuity Management）を整備していくうえでの基本的な考え方及び具体的な内容を取りまとめたものである。</p> <p>II 災害発生時等の事業継続体制の整備及び基本的考え方</p> <p>1. 事業継続体制の整備</p> <p>① <u>会員及び特定業務会員</u>は、規則第2条の規定により、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、本ガイドライン等を参考に、事業継続体制の整備に努めなければならない。なお、整備に当たっては、証券市場 B C P フォーラム等における検討結果に基づき、他の<u>会員及び特定業務会員</u>等、関係機関等及び本協会と連携し対応する体制とすることに留意する。</p> <p>② <u>会員及び特定業務会員</u>は、事業継続体制について、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受ける必要がある。</p> <p>2. 「事業継続計画」の策定</p> <p>① <u>会員及び特定業務会員</u>は、規則第3条第1項の規定により、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」（ B C P : Business Continuity Plan）を策定し、役員及び従業員（以下「役職員」という。）に周知しなければならない。</p> <p>② （ 現 行 ど お り ）</p>	<p>会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン</p> <p>I 目 的</p> <p>このガイドラインは、<u>会員</u>が「<u>会員の</u>緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」（以下「規則」という。）に定めるところにより、災害発生時等を想定した事業継続体制（ B C M : Business Continuity Management）を整備していくうえでの基本的な考え方及び具体的な内容を取りまとめたものである。</p> <p>II 災害発生時等の事業継続体制の整備及び基本的考え方</p> <p>1. 事業継続体制の整備</p> <p>① <u>会員</u>は、規則第2条の規定により、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、本ガイドライン等を参考に、事業継続体制の整備に努めなければならない。なお、整備に当たっては、証券市場 B C P フォーラム等における検討結果に基づき、他の<u>会員等</u>、関係機関等及び本協会と連携し対応する体制とすることに留意する。</p> <p>② <u>会員</u>は、事業継続体制について、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受ける必要がある。</p> <p>2. 「事業継続計画」の策定</p> <p>① <u>会員</u>は、規則第3条第1項の規定により、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」（ B C P : Business Continuity Plan）を策定し、役員及び従業員（以下「役職員」という。）に周知しなければならない。</p> <p>② （ 省 略 ）</p>

新	旧
<p>③ <u>会員及び特定業務会員</u>は、事業継続計画の策定に当たっては、<u>会員及び特定業務会員</u>の立地条件及び業務特性・規模等を踏まえつつ、災害等の規模、自社への被害及び顧客への影響が小規模なものから具体的な被災シナリオを想定の上、Ⅲ．以降に記載されている具体的な整備項目・内容を参考に、最低限行うよう努めるべき重要な業務を実施するためのものとする必要がある。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画とすることに留意する。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ <u>会員及び特定業務会員</u>は、規則第3条第4項の規定により、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。</p> <p>3. 本ガイドラインにおいて想定する災害等</p> <p>本ガイドラインでは、災害等として、次のような事象を想定している。</p> <p>[本ガイドラインが想定する災害等の例]</p> <p>自然災害（地震、風水害、火災、異常気象、伝染病等）</p> <p>社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）</p> <p>テロ行為（予告、脅迫、破壊行為等）</p> <p>対企業犯罪（サイバー・テロ、反社会的勢力の介入、役職員の誘拐等）</p> <p>なお、事業継続体制の整備に当たっては、システム障害を対象とすることが考えられるが、システム障害については、その被害への対応策の専門性等から本ガイドラインの想定する災害等の対象外としている。このため、<u>会員及び特定業務会員</u>は、システム障害について、別途、適切なコンティンジェンシープランを策定しておかなければならないことに留意する。</p> <p>Ⅲ 「事業継続計画」における具体的整備項目</p> <p>1. 意思決定・指揮命令体制の整備及び明</p>	<p>③ 会員は、事業継続計画の策定に当たっては、会員の立地条件及び業務特性・規模等を踏まえつつ、災害等の規模、自社への被害及び顧客への影響が小規模なものから具体的な被災シナリオを想定の上、Ⅲ．以降に記載されている具体的な整備項目・内容を参考に、最低限行うよう努めるべき重要な業務を実施するためのものとする必要がある。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画とすることに留意する。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 会員は、規則第3条第4項の規定により、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。</p> <p>3. 本ガイドラインにおいて想定する災害等</p> <p>本ガイドラインでは、災害等として、次のような事象を想定している。</p> <p>[本ガイドラインが想定する災害等の例]</p> <p>自然災害（地震、風水害、火災、異常気象、伝染病等）</p> <p>社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害等）</p> <p>テロ行為（予告、脅迫、破壊行為等）</p> <p>対企業犯罪（サイバー・テロ、反社会的勢力の介入、役職員の誘拐等）</p> <p>なお、事業継続体制の整備に当たっては、システム障害を対象とすることが考えられるが、システム障害については、その被害への対応策の専門性等から本ガイドラインの想定する災害等の対象外としている。このため、会員は、システム障害について、別途、適切なコンティンジェンシープランを策定しておかなければならないことに留意する。</p> <p>Ⅲ 「事業継続計画」における具体的整備項目</p> <p>1. 意思決定・指揮命令体制の整備及び明</p>

新	旧
<p>確化</p> <p>① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等においては、時間的制約がある中で異例時対応に関する各種の判断・決定が求められるため、<u>会員 及び特定業務会員</u> の業務組織に即して、あらかじめ意思決定・指揮命令体制を整備、明確化しておく必要がある。</p> <p>② この意思決定・指揮命令体制の整備については、例えば、災害等のレベル・類型に応じて、次のような対応が考えられる。</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ <u>会員代表者又はそれに準ずる者 (特定業務会員にあっては特定業務会員代表者又はそれに準ずる者)</u> をBCP対策本部長 (統括責任者) とし、さらに部門ごとに責任者を定める。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>2. 社内連絡体制の整備</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p>3. 最低限必要な重要な業務の特定等</p> <p>① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等の事業継続について、あらかじめ行う業務の重要度を分析し、優先的に継続すべき最低限必要な重要な業務を特定しておくとともに、当該特定した業務の復旧の優先順位の設定及び復旧のための必要な措置について定めておく必要がある。</p> <p>②~③ (現行どおり)</p> <p>4. 重要なデータ等のバックアップ体制の整備</p> <p>① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等において事業を継続していくに当たっては、災害発生前のデータが不可欠であり、特に最低限必要な業務を実施するには、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿等の重要なデータファイル及びプログラム等について自社又は業務の外部委託先において確実に管理・保管しておく必要がある。</p> <p>② <u>会員 及び特定業務会員</u> は、これら重要なデータ等について、安全な管理場所をあらかじめ確保しておくとともに</p>	<p>確化</p> <p>① 会員は、災害発生時等においては、時間的制約がある中で異例時対応に関する各種の判断・決定が求められるため、会員の業務組織に即して、あらかじめ意思決定・指揮命令体制を整備、明確化しておく必要がある。</p> <p>② この意思決定・指揮命令体制の整備については、例えば、災害等のレベル・類型に応じて、次のような対応が考えられる。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 会員代表者又はそれに準ずる者をBCP対策本部長 (統括責任者) とし、さらに部門ごとに責任者を定める。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>2. 社内連絡体制の整備</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>3. 最低限必要な重要な業務の特定等</p> <p>① 会員は、災害発生時等の事業継続について、あらかじめ行う業務の重要度を分析し、優先的に継続すべき最低限必要な重要な業務を特定しておくとともに、当該特定した業務の復旧の優先順位の設定及び復旧のための必要な措置について定めておく必要がある。</p> <p>② (省 略)</p> <p>4. 重要なデータ等のバックアップ体制の整備</p> <p>① 会員は、災害発生時等において事業を継続していくに当たっては、災害発生前のデータが不可欠であり、特に最低限必要な業務を実施するには、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿等の重要なデータファイル及びプログラム等について自社又は業務の外部委託先において確実に管理・保管しておく必要がある。</p> <p>② 会員は、これら重要なデータ等について、安全な管理場所をあらかじめ確保しておくとともに、分散保管、隔地</p>

新	旧
<p>に、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しつつ、これらの破損又は障害等への対応のため、定期的にバックアップデータを取得する体制を整備しておく必要がある。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>5. 必要な資源の確保 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等において最低限必要な業務を実施するために、災害等の種類及び営業所等の立地条件等に応じて備蓄品等の必要な資源を確保しておく、又は資源の調達先を把握しておく必要がある。必要な資源等には、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>[確保しておくべき資源] (現行どおり)</p> <p>[把握しておくべき資源の調達先 (連絡先、場所)] (現行どおり)</p> <p>6. 顧客への連絡体制の整備</p> <p>① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等において被災営業所等における電話が使用不能になった場合に備え、顧客からの連絡及び同日以降に受渡しが到来する顧客への連絡等に対応するため、顧客との連絡を確保する体制を整備しておく必要がある。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>7. 復旧計画の策定等</p> <p>① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等において、「3. 最低限必要な重要な業務の特定等」により決定した優先順位に基づき復旧計画を立て、復旧作業を行うこととなるが、あらかじめ災害等による被害を想定した復旧計画を策定しておく必要がある。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>8. 「業務マニュアル」の作成 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、「事業継続計画」を実効性のあるものとするため、「事業継続計画」をさらに具体化した「業務マニュアル」を作成するとともに、営業所その他の関係部署等に備え付け、従業員に周知徹底しておく必要がある。</p>	<p>保管等保管場所に留意しつつ、これらの破損又は障害等への対応のため、定期的にバックアップデータを取得する体制を整備しておく必要がある。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>5. 必要な資源の確保 会員は、災害発生時等において最低限必要な業務を実施するために、災害等の種類及び営業所等の立地条件等に応じて備蓄品等の必要な資源を確保しておく、又は資源の調達先を把握しておく必要がある。必要な資源等には、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>[確保しておくべき資源] (省 略)</p> <p>[把握しておくべき資源の調達先 (連絡先、場所)] (省 略)</p> <p>6. 顧客への連絡体制の整備</p> <p>① 会員は、災害発生時等において被災営業所等における電話が使用不能になった場合に備え、顧客からの連絡及び同日以降に受渡しが到来する顧客への連絡等に対応するため、顧客との連絡を確保する体制を整備しておく必要がある。</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>7. 復旧計画の策定等</p> <p>① 会員は、災害発生時等において、「3. 最低限必要な重要な業務の特定等」により決定した優先順位に基づき復旧計画を立て、復旧作業を行うこととなるが、あらかじめ災害等による被害を想定した復旧計画を策定しておく必要がある。</p> <p>② (省 略)</p> <p>8. 「業務マニュアル」の作成 会員は、「事業継続計画」を実効性のあるものとするため、「事業継続計画」をさらに具体化した「業務マニュアル」を作成するとともに、営業所その他の関係部署等に備え付け、従業員に周知徹底しておく必要がある。</p> <p>なお、「業務マニュアル」の作成について</p>

新	旧
<p>なお、「業務マニュアル」の作成については、各部門ごとの業務の専門性及び営業所等の所在する地域の特性を踏まえ、各業務別・営業所等別に作成することが望ましい。</p> <p>9. 関係機関への連絡体制の整備 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等の際には、速やかに、当該災害等の状況及びこれに対し採った措置の概要を金融庁（財務局）並びに参加者・取引先・会員となっている金融商品取引所、日本銀行及び本協会等の関係機関へ報告する体制を整備しておく必要がある。また、自社の業務中断の影響が海外にも及ぶ可能性がある場合には、その影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制を整備しておく必要がある。</p> <p>10. 災害時における金融に関する措置 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等に、金融庁（財務局）から、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき、「災害時における金融に関する措置」の要請を受けることがあることに留意する必要がある。</p> <p>IV 本店又はデータセンター等の重要拠点が被災した場合の具体的措置項目 （ 現行どおり ）</p> <p>1. 代替オフィス ① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、重要な拠点である本店が被災した場合に備えて、本店機能の分散化とともに、本店機能を有する代替オフィス若しくは本店から離れた地域の支店等の営業所等に必要最小限の本店機能を持たせておく必要がある。 ②～④ （ 現行どおり ）</p> <p>2. バックアップセンター <u>会員 及び特定業務会員</u> のデータセンターは、<u>会員 及び特定業務会員</u> が金融商品取引業者として業務を行う上で基本となる取引データ、顧客データ等の重要なデータを集中的に管理・保管していることから、このデータセンターが被災した場合には、被災の規模によっては事業継続</p>	<p>ては、各部門ごとの業務の専門性及び営業所等の所在する地域の特性を踏まえ、各業務別・営業所等別に作成することが望ましい。</p> <p>9. 関係機関への連絡体制の整備 会員は、災害発生時等の際には、速やかに、当該災害等の状況及びこれに対し採った措置の概要を金融庁（財務局）並びに参加者・取引先・会員となっている金融商品取引所、日本銀行及び本協会等の関係機関へ報告する体制を整備しておく必要がある。また、自社の業務中断の影響が海外にも及ぶ可能性がある場合には、その影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制を整備しておく必要がある。</p> <p>10. 災害時における金融に関する措置 会員は、災害発生時等に、金融庁（財務局）から、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき、「災害時における金融に関する措置」の要請を受けることがあることに留意する必要がある。</p> <p>IV 本店又はデータセンター等の重要拠点が被災した場合の具体的措置項目 （ 省 略 ）</p> <p>1. 代替オフィス ① 会員は、重要な拠点である本店が被災した場合に備えて、本店機能の分散化とともに、本店機能を有する代替オフィス若しくは本店から離れた地域の支店等の営業所等に必要最小限の本店機能を持たせておく必要がある。 ②～④ （ 省 略 ）</p> <p>2. バックアップセンター 会員のデータセンターは、会員が金融商品取引業者として業務を行う上で基本となる取引データ、顧客データ等の重要なデータを集中的に管理・保管していることから、このデータセンターが被災した場合には、被災の規模によっては事業継続を断念せざるを得ない状況に陥るこ</p>

新	旧
<p>を断念せざるを得ない状況に陥ることも想定される。最悪の場合を想定した対応としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ～ロ（現行どおり） ハ 他の会員 <u>及び特定業務会員</u> 等への業務代行の委託</p> <p>V 「事業継続計画」の実効性を確保するための体制整備</p> <p>1. 具体的事例を想定した訓練</p> <p>① 会員 <u>及び特定業務会員</u> は、「事業継続計画」の実効性を確保するためには、具体的事例を想定した訓練を定期的に行い、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める必要がある。この訓練を行うことにより、「事業継続計画」の実効性及び改善すべき事項を検証し、必要に応じて「事業継続計画」の見直し、改善を図っていく必要がある。</p> <p>[具体的事例を想定した訓練の例]</p> <p>イ～ト（現行どおり）</p> <p>② この訓練は、少なくとも年1回以上実施することが望ましい。また、会員 <u>及び特定業務会員</u> が単独で行うほか、業務の外部委託先又は関係機関等と合同で行うことも考えられる。</p> <p>2. 「事業継続計画」の維持及び管理</p> <p>① 会員 <u>及び特定業務会員</u> は、「事業継続計画」を維持するため、自社の業務の実態及び自社を取り巻くリスク環境、さらには訓練により発見された「事業継続計画」の不備等に応じ、常時見直し、改善を行う体制を整備しておく必要がある。</p> <p>② 体制整備に当たっては、独立した専門部署を設けることが望ましいが、それが難しい会員 <u>及び特定業務会員</u> においては、災害発生時等においてBCP対策本部の事務局的な位置付けとなる総務部門等において一元的に管理する必要がある。</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>3. 役職員に対する「事業継続計画」の周知</p>	<p>とも想定される。最悪の場合を想定した対応としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ～ロ（省 略） ハ 他の会員等への業務代行の委託</p> <p>V 「事業継続計画」の実効性を確保するための体制整備</p> <p>1. 具体的事例を想定した訓練</p> <p>① 会員は、「事業継続計画」の実効性を確保するためには、具体的事例を想定した訓練を定期的に行い、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める必要がある。この訓練を行うことにより、「事業継続計画」の実効性及び改善すべき事項を検証し、必要に応じて「事業継続計画」の見直し、改善を図っていく必要がある。</p> <p>[具体的事例を想定した訓練の例]</p> <p>イ～ト（省 略）</p> <p>② この訓練は、少なくとも年1回以上実施することが望ましい。また、会員が単独で行うほか、業務の外部委託先又は関係機関等と合同で行うことも考えられる。</p> <p>2. 「事業継続計画」の維持及び管理</p> <p>① 会員は、「事業継続計画」を維持するため、自社の業務の実態及び自社を取り巻くリスク環境、さらには訓練により発見された「事業継続計画」の不備等に応じ、常時見直し、改善を行う体制を整備しておく必要がある。</p> <p>② 体制整備に当たっては、独立した専門部署を設けることが望ましいが、それが難しい会員においては、災害発生時等においてBCP対策本部の事務局的な位置付けとなる総務部門等において一元的に管理する必要がある。</p> <p>③（省 略）</p> <p>3. 役職員に対する「事業継続計画」の周知</p>

新	旧
<p>① 会員 <u>及び特定業務会員</u> は、「事業継続計画」の実効性を確保するためには、上記1に掲げる訓練を実施するとともに、規則第3条第1項の規定により、新規採用者又は出向者等に対し「事業継続計画」の内容について周知するほか、「事業継続計画」に変更又は追加等を行った場合には、既存の役職員に対してその変更又は追加等の内容について周知しなければならない。周知の方法としては、文書通知又は研修を行うことが考えられる。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>4. 営業所及び金庫等の防災体制の充実・整備 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害等による被害を最小限に止めるため、地震、防火又は出水等に対する対策を講ずる必要がある。例えば、耐震・免震構造となっている建物への営業所等の設置、耐火金庫の設置、消火器の配置、重要な設備の上層階への設置・支店等の営業所等への非設置といった対応が考えられる。</p> <p>5. 備蓄品の確保 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等に備えて、あらかじめ備蓄品を確保しておく必要がある。あらかじめ確保すべき備蓄品としては、「Ⅲ. 5. 必要な資源の確保」の項に挙げているものが考えられる。</p> <p>6. 避難場所及び避難経路の確認 ① <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等において、営業所等から避難しなければならない、あるいは営業所等に入れないといった状況が生じるときに備えて、あらかじめ複数の避難場所及び避難経路を確認しておく必要がある。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>7. 取引業者との協力関係の確認 <u>会員 及び特定業務会員</u> は、災害発生時等において自らの事業継続に不可欠な重要な取引業者（情報ベンダー、倉庫業者等）の事業継続体制及び自社への支援体制等について、適宜、確認を行うことが</p>	<p>① 会員は、「事業継続計画」の実効性を確保するためには、上記1に掲げる訓練を実施するとともに、規則第3条第1項の規定により、新規採用者又は出向者等に対し「事業継続計画」の内容について周知するほか、「事業継続計画」に変更又は追加等を行った場合には、既存の役職員に対してその変更又は追加等の内容について周知しなければならない。周知の方法としては、文書通知又は研修を行うことが考えられる。</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>4. 営業所及び金庫等の防災体制の充実・整備 会員は、災害等による被害を最小限に止めるため、地震、防火又は出水等に対する対策を講ずる必要がある。例えば、耐震・免震構造となっている建物への営業所等の設置、耐火金庫の設置、消火器の配置、重要な設備の上層階への設置・支店等の営業所等への非設置といった対応が考えられる。</p> <p>5. 備蓄品の確保 会員は、災害発生時等に備えて、あらかじめ備蓄品を確保しておく必要がある。あらかじめ確保すべき備蓄品としては、「Ⅲ. 5. 必要な資源の確保」の項に挙げているものが考えられる。</p> <p>6. 避難場所及び避難経路の確認 ① 会員は、災害発生時等において、営業所等から避難しなければならない、あるいは営業所等に入れないといった状況が生じるときに備えて、あらかじめ複数の避難場所及び避難経路を確認しておく必要がある。</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p>7. 取引業者との協力関係の確認 会員は、災害発生時等において自らの事業継続に不可欠な重要な取引業者（情報ベンダー、倉庫業者等）の事業継続体制及び自社への支援体制等について、適宜、確認を行うことが望ましい。</p>

新	旧
<p>望ましい。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(特定業務会員への適用)</p> <p>第 14 条 <u>本規則（第 7 条第 2 項及び第 3 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項又は前項」とあるのは、「又は前項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規定は、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」に定めるところによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p>第 3 条 会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役（外国法人である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者）でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>特定業務会員</u>の内部管理統括責任者は、<u>定款第5条第2号イ及びロに掲げる業務</u>（以下「<u>特定業務</u>」という。）のうち、当該<u>特定業務会員</u>が行う<u>全ての特定業務</u>の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p> <p>3～7 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>(内部管理統括責任者の責務)</p> <p>第 4 条 内部管理統括責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、当該協会の役員又は従業員（<u>特定業務会員</u>にあつては、<u>特定業務</u>に従事する役員又は従業員を、特別会員にあつては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。）に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2・3 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>4 内部管理統括責任者は、当該協会の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案</p>	<p>(内部管理統括責任者の資格要件)</p> <p>第 3 条 会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役（外国法人である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者）でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>の内部管理統括責任者は、<u>定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等</u>の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。</p> <p>3～7 （ 省 略 ）</p> <p>(内部管理統括責任者の責務)</p> <p>第 4 条 内部管理統括責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、当該協会の役員又は従業員（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあつては、<u>特定店頭デリバティブ取引等</u>に従事する役員又は従業員を、特別会員にあつては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。）に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p> <p>4 内部管理統括責任者は、当該協会の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案</p>

新	旧
<p>が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長（外国法人である会員については、金商法第29条の2第1項第3号に規定する国内における代表者とし、<u>特定業務会員</u>については、<u>特定業務会員代表者</u>とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。）に報告しなければならない。</p> <p>（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務）</p> <p>第6条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者（所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。）を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。</p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p> <p>4 <u>特定業務会員</u>の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p>5～9 （ 現行どおり ）</p> <p>（内部管理部門の管理職者等の資格取得）</p> <p>第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（<u>特定業務会員</u>又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p>	<p>が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長（外国法人である会員については、金商法第29条の2第1項第3号に規定する国内における代表者とし、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>については、<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。）に報告しなければならない。</p> <p>（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務）</p> <p>第6条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者（所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。）を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p> <p>4 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。</p> <p>5～9 （ 省 略 ）</p> <p>（内部管理部門の管理職者等の資格取得）</p> <p>第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p>

新	旧
<p>2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（<u>特定業務会員</u>及び特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）となるよう努めるものとする。</p> <p>（営業責任者の資格要件）</p> <p>第 11 条 次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、営業責任者となる資格（以下「営業責任者資格」という。）を有する。</p> <p>1 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下「会員営業責任者資格試験」という。）</p> <p>2 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下「特別会員営業責任者資格試験」という。）</p> <p>4 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 <u>特定業務会員</u>は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</p> <p>4～8 （ 現行どおり ）</p> <p>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）</p> <p>第 11 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、<u>定款第 3 条第 7 号</u>に掲げる <u>特定店頭デリバティブ取引等</u>に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p>1～3 （ 現行どおり ）</p>	<p>2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>及び特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）となるよう努めるものとする。</p> <p>（営業責任者の資格要件）</p> <p>第 11 条 次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、営業責任者となる資格（以下「営業責任者資格」という。）を有する。</p> <p>1 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下「会員営業責任者資格試験」という。）</p> <p>2 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下「特別会員営業責任者資格試験」という。）</p> <p>4 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。</p> <p>4～8 （ 省 略 ）</p> <p>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）</p> <p>第 11 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、<u>特定店頭デリバティブ取引等</u>に係る営業責任者に任命してはならない。</p>

新	旧
<p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第 14 条 次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、内部管理責任者となる資格（以下「内部管理責任者資格」という。）を有する。</p> <p>1 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>2 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>特定業務会員</u>は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>4～8 (現行どおり)</p>	<p>1～3 (省 略)</p> <p>(内部管理責任者の資格要件)</p> <p>第 14 条 次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、内部管理責任者となる資格（以下「内部管理責任者資格」という。）を有する。</p> <p>1 会員内部管理責任者資格試験</p> <p>2 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>4～8 (省 略)</p>
<p>(協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)</p> <p>第 19 条 本協会に新たに加入する協会の内部管理統括補助責任者については、本協会に新たに加入した日から6か月間に限り、第6条第3項、第4項又は第5項の規定を適用しない。</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第14条第2項から第4項まで又は第14条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が<u>特定業務会員</u>又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格</p>	<p>(協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)</p> <p>第 19 条 本協会に新たに加入する協会の内部管理統括補助責任者については、本協会に新たに加入した日から6か月間に限り、第6条第3項、第4項又は第5項の規定を適用しない。</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第14条第2項から第4項まで又は第14条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が<u>店頭デリバティブ取引会員</u>又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部</p>

新	旧
<p>試験)の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1 会 員 試験規則第3条第1号又は第2号に掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>2 特定業務会員 試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>3 特別会員 試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>管理責任者資格試験)の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1 会 員 試験規則第3条第1号又は第2号に掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u> 試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>3 特別会員 試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>3・4 (省 略)</p>

『「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則』の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(内部管理統括責任者の資格要件の特例)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条第 1 項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 規則第 3 条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、<u>特定業務全ての内部管理業務の責任者(特定業務の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u>とする。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(営業単位の範囲)</p> <p>第 4 条 規則第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>特定業務会員</u></p> <p>イ <u>特定業務</u>を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所</p> <p>ロ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイに規定する部又は室</p> <p>ハ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるイ又はロに規定する部門</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(内部管理統括責任者の資格要件の特例)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条第 1 項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 規則第 3 条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、<u>特定店頭デリバティブ取引等の内部管理業務の責任者(特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する役員を任命することができない場合に限る。)</u>とする。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(営業単位の範囲)</p> <p>第 4 条 規則第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ会員</u></p> <p>イ <u>特定店頭デリバティブ取引等</u>を行う独立した部、室、課、営業所又は事務所</p> <p>ロ 本部制を採用している場合には、営業又は商品本部に属するイに規定する部又は室</p> <p>ハ 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所におけるイ又はロに規定する部門</p> <p>3 (省 略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るもの）に限り、<u>特定業務会員</u>にあっては、<u>特定業務（定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。）</u>に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(特別会員に対する準用) 第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、<u>第 10 条中「前条」とあるのは「第 17 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、<u>第 14 条中「第 9 条第 1 項」とあるのは「第 17 条第 1 項」と、「第 9 条第 5 項第 2 号」とあるのは「第 17 条第 6 項第 2 号」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></u></p> <p align="center">第 7 章 特定業務会員</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るもの）に限り、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあっては、<u>定款第 3 条第 7 号に定める特定店頭デリバティブ取引等に係る業務（以下「特定店頭デリバティブ取引等業務」という。）</u>に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(特別会員に対する準用) 第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p align="center">第 7 章 店頭デリバティブ取引会員</p>

新	旧
<p>(特定業務会員に対する準用)</p> <p>第 19 条 第 2 条第 4 号、第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書、第 12 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。）は、<u>特定業務会員</u> についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「<u>会員</u>」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第 2 条中「<u>有価証券</u>」とあるのは「<u>特定業務に係る有価証券</u>」と、同条第 4 号中「<u>質権者である場合</u>（<u>定款第 5 条第 2 号イに規定する業務のみを行う者に限る</u>）」と、第 10 条中「<u>前条</u>」とあるのは「<u>第 20 条</u>」と、第 11 条中「<u>営業所又は事務所</u>」とあるのは「<u>特定業務を行う営業所又は事務所</u>」と、第 12 条中「<u>第 9 条</u>」とあるのは「<u>第 20 条</u>」と、第 14 条中「<u>第 9 条第 1 項</u>」とあるのは「<u>第 20 条第 1 項</u>」と、「<u>第 9 条第 5 項第 2 号</u>」とあるのは「<u>第 20 条第 4 項第 2 号</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(照合通知書による報告)</p> <p>第 20 条 <u>特定業務会員</u> は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>有価証券の売買その他の取引のある顧客</u> 1 年に 1 回以上 2 <u>特定店頭デリバティブ取引のある顧客</u> 1 年に 2 回以上 3 <u>定款第 5 条第 2 号イに掲げる業務に係る有価証券の残高がある顧客（前 2 号に掲げる取引のある顧客を除く。）</u> 1 年に 1 回以上 4 <u>特定業務に係る金銭又は有価証券の残高がある顧客で、第 1 号若しくは第 2 号に掲げる取引又は受渡し</u>が 1 年以上行われていない顧客 	<p>(店頭デリバティブ取引会員に対する準用)</p> <p>第 19 条 第 2 条第 4 号、第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書、第 12 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。）は、<u>店頭デリバティブ取引会員</u> についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「<u>会員</u>」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>」と、第 2 条中「<u>有価証券</u>」とあるのは「<u>特定店頭デリバティブ取引等業務に係る有価証券</u>」と、第 11 条中「<u>営業所又は事務所</u>」とあるのは「<u>特定店頭デリバティブ取引等業務を行う営業所又は事務所</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(照合通知書による報告)</p> <p>第 20 条 <u>店頭デリバティブ取引会員</u> は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>特定店頭デリバティブ取引のある顧客</u> 1 年に 2 回以上 2 <u>特定店頭デリバティブ取引等業務に係る有価証券の残高がある顧客（前号に掲げる取引のある顧客を除く。）</u> 1 年に 1 回以上 3 <u>特定店頭デリバティブ取引等業務に係る金銭又は有価証券の残高がある顧客で、第 1 号に掲げる取引又は受渡し</u>が 1 年以上行われていない顧客

新	旧
<p style="text-align: right;">随時</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、<u>特定業務</u>に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立替金及び預り金の直近の残高 2 特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）の直近の残高 3 特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高 <p>3 <u>特定業務会員</u> は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家である場合であって、当該顧客からの前項各号に掲げる金銭又は有価証券等の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。</p> <p>4 <u>特定業務会員</u> は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>特定業務</u>に係る契約締結時交付書面（顧客に交付したものに限る。） 2 <u>前号に規定する業務のうち</u> 特定店頭デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書（<u>定款第5条第2号イに規定する業務を行う者がその顧客と取り交わしたものに限る。</u>） <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p style="text-align: right;">随時</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、<u>特定店頭デリバティブ取引等業務</u>に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立替金及び預り金の直近の残高 2 特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）の直近の残高 3 特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高 <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u> は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家である場合であって、当該顧客からの前項各号に掲げる金銭又は有価証券等の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。</p> <p>4 <u>店頭デリバティブ取引会員</u> は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>特定店頭デリバティブ取引</u>に係る契約締結時交付書面（顧客に交付したものに限る。） 2 <u>当該</u> 特定店頭デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書（顧客と取り交わしたものに限る。）

「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(特定業務会員 への準用) 第 5 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、<u>特定業務会員</u> に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第 2 条中「規則第 11 条」とあるのは「規則第 19 条において準用する第 11 条」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(店頭デリバティブ取引会員 への準用) 第 5 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、<u>店頭デリバティブ取引会員</u> に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>」と、第 2 条中「規則第 11 条」とあるのは「規則第 19 条において準用する第 11 条」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定 義) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1 外務員 協会の役員又は従業員のうち、<u>定款第 5 条各号に掲げる協会の種類に応じた業務に関し、その協会のために金商法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為</u> (以下「外務員の職務」という。)を行う者をいう。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務 (定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務 (登録金融機関金融商品仲介行為 (金商法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為 (同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。))をいう。以下同じ。)、金商法第 33 条の 2 第 1 号に掲げる行為に係るもの及び第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。)を行うことができる者を、<u>特定業務会員 (定款第 5 条第 2 号に掲げる業務を行う者に限る。)</u>においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>(登録の拒否) 第 9 条 (現行どおり)</p> <p>1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>リ</u>までに掲げる者</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(登録事項の変更等届出) 第 10 条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イか</p>	<p>(定 義) 第 2 条 (省 略)</p> <p>1 外務員 協会の役員又は従業員のうち、<u>その協会のために金商法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為であつて、定款第 5 条各号に掲げる会員、店頭デリバティブ取引会員又は特別会員の業務</u> (以下「外務員の職務」という。)を行う者をいう。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務 (定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務 (登録金融機関金融商品仲介行為 (金商法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為 (同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。))をいう。以下同じ。)、金商法第 33 条の 2 第 1 号に掲げる行為に係るもの及び第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。)を行うことができる者を、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>(登録の拒否) 第 9 条 (省 略)</p> <p>1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>ト</u>までに掲げる者</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(登録事項の変更等届出) 第 10 条 (省 略)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イか</p>

新	旧
<p>ら<u>リ</u>の規定に該当することとなったとき。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(外務員についての処分)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>リ</u>までのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>2 協会の行う金融商品取引業(定款第 5 条各号に掲げる会員、<u>特定業務会員</u>又は特別会員の業務をいう。)のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p>	<p>ら<u>ト</u>の規定に該当することとなったとき。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(外務員についての処分)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>1 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>ト</u>までのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>2 協会の行う金融商品取引業(定款第 5 条各号に掲げる会員、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>又は特別会員の業務をいう。)のうち外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	

『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録申請等の手続) 第 5 条 登録申請等（登録の申請及び規則第 10 条第 1 項に規定する届出をいう。以下同じ。）の申請者は、会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> とする。</p> <p>2 会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> は、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長に登録申請等を行わせる旨の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請等を当該本部部署の長に行わせることができる。</p> <p>3～7 （ 現行どおり ）</p>	<p>(登録申請等の手続) 第 5 条 登録申請等（登録の申請及び規則第 10 条第 1 項に規定する届出をいう。以下同じ。）の申請者は、会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> とする。</p> <p>2 会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> は、本部組織における部署（以下「本部部署」という。）の長に登録申請等を行わせる旨の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請等を当該本部部署の長に行わせることができる。</p> <p>3～7 （ 省 略 ）</p>
<p>(審問等の手続) 第 8 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> に通知する。</p> <p>2 本協会は、規則第 11 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> に通知する。</p> <p>1～4 （ 現行どおり ）</p> <p>3 第 1 項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。</p>	<p>(審問等の手続) 第 8 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> に通知する。</p> <p>2 本協会は、規則第 11 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> に通知する。</p> <p>1～4 （ 省 略 ）</p> <p>3 第 1 項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければな</p>

新	旧
<p>4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合に、会員代表者、特別会員代表者又は <u>特定業務会員代表者</u> は、聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。</p> <p>(資格更新研修の特例) 第9条 (現行どおり) 1～3 (現行どおり) 4 会員代表者、特別会員代表者、<u>特定業務会員代表者</u> 又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であつて、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者 5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>らない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合に、会員代表者、特別会員代表者又は <u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> は、聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。</p> <p>(資格更新研修の特例) 第9条 (省 略) 1～3 (省 略) 4 会員代表者、特別会員代表者、<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u> 又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であつて、本協会が指定する期間内に指定する研修を修了した者 5 (省 略)</p>

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(受験資格) 第 4 条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める <u>全て</u> の要件を満たさなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験 イ 第 1 号イ及びロの要件を満たす者であること。 ロ 特別会員又は <u>特定業務会員</u> (定款第 5 条第 2 号イに掲げる業務を行う者に限る。) (以下「特別会員等」という。) が試験を受けさせる必要があると認める者であること。</p> <p>4 特別会員内部管理責任者資格試験 イ 第 1 号イ及びロの要件を満たす者であること。 ロ 特別会員等の役員、又は特別会員等が試験を受けさせる必要があると認める者 (特別会員等の役員を除く。) のうち外務員規則第 4 条第 4 号に規定する特別会員一種外務員の資格を有する者であること。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(受験資格) 第 4 条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める <u>すべて</u> の要件を満たさなければならない。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験 イ 第 1 号イ及びロの要件を満たす者であること。 ロ 特別会員又は <u>店頭デリバティブ取引会員</u> (以下「特別会員等」という。) が試験を受けさせる必要があると認める者であること。</p> <p>4 特別会員内部管理責任者資格試験 イ 第 1 号イ及びロの要件を満たす者であること。 ロ 特別会員等の役員、又は特別会員等が試験を受けさせる必要があると認める者 (特別会員等の役員を除く。) のうち外務員規則第 4 条第 4 号に規定する特別会員一種外務員の資格を有する者であること。</p>

「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 従業員 <u>「協会の従業員に関する規則」第 2 条第 6 号に規定する従業員をいう。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(協会の役員に対する準用) 第 7 条 この規則は、会員の役員 (外国法</p>	<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 従業員 <u>次に掲げる者をいう。</u></p> <p>イ <u>会員の使用人 (出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。) で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所 (金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。) に勤務する者</u></p> <p>ロ <u>店頭デリバティブ取引会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定店頭デリバティブ取引等 (定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。) に係る業務に従事する者</u></p> <p>ハ <u>特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所 (金商法第 33 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。) において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務 (以下「登録金融機関業務」という。) に従事する者 (金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務 (以下「特定金融商品取引業務」という。) に従事する者を含む。)</u></p> <p>ニ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金商法第 64 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けている者</u></p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(協会の役員に対する準用) 第 7 条 この規則は、会員の役員 (外国法</p>

新	旧
<p>人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)、<u>特定業務会員</u>の<u>特定業務</u>を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</u>を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。</p>

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年金融庁告示第 67 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、<u>特定業務会員</u> が行う <u>定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務</u> 並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会員の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年金融庁告示第 67 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、<u>店頭デリバティブ取引会員</u> が行う <u>同条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</u> 並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会員の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 (省 略)</p>

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(業務)</p> <p>第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、<u>特定業務会員</u>が行う <u>定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務</u> 並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(業務)</p> <p>第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が行う <u>同条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</u> 並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1～8 (省 略)</p>

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(苦情処理業務の実施体制)</p> <p>第 2 条 個人情報相談室は、会員の定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、<u>特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情</u>（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(苦情処理業務の実施体制)</p> <p>第 2 条 個人情報相談室は、会員の定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、<u>店頭デリバティブ取引会員が行う同条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等に係る業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情</u>（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 (省 略)</p>

「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1、2 (省 略) 3 景品類 「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号) 第 1 項に規定する <u>もの</u>をいう。</p> <p>(協会の内部審査等) 第 5 条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 <u>特定業務会員</u> は、外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</p> <p>1 内部管理統括責任者 2 「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験の合格者 3 試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者 4 「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験の合格者 5 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1、2 (省 略) 3 景品類 「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号) 第 1 項に規定する <u>経済上の利益</u>をいう。</p> <p>(協会の内部審査等) 第 5 条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 <u>店頭デリバティブ取引会員</u> は、外務員規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する者、同項第 2 号に規定する第 1 項社内研修を受講しその結果を本協会に報告している者又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を充足する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</p> <p>1 (同 左) 2 (同 左) 3 (同 左) 4 (同 左) 5 (同 左)</p>

「協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(加入しようとする者による倫理の説明等) 第 5 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が本協会から加入の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、定款第 17 条第 1 項に定める会員代表者、<u>定款第 30 条において準用する定款第 17 条第 1 項に定める特定業務会員代表者又は定款第 33 条において準用する定款第 17 条第 1 項に定める特別会員代表者に就任する予定の者</u>から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合には、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(加入しようとする者による倫理の説明等) 第 5 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が本協会から加入の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、定款第 17 条第 1 項に定める会員代表者 <u>又は</u> 定款第 30 条において準用する定款第 17 条第 1 項に定める <u>店頭デリバティブ取引会員代表者若しくは</u> 定款第 33 条において準用する定款第 17 条第 1 項に定める特別会員代表者に就任する予定の者から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合には、この限りでない。</p>

「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（<u>特定業務会員</u>にあつては、<u>特定業務（定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。）</u>、特別会員にあつては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（<u>店頭デリバティブ取引会員</u>にあつては、<u>定款第 3 条第 7 号に規定する特定店頭デリバティブ取引等</u>に係る業務、特別会員にあつては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p>

「監査規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 20 条第 1 項 <u>(同第 30 条及び同第 33 条で準用する場合 を含む。)</u>の規定に基づき、協会員に対す る監査に関して必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行 する。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 20 条第 1 項 の規定に基づき、協会員に対する監査に関 して必要な事項を定める。</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(禁止行為) 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 金融商品仲介行為につき、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を行うこと。</p> <p>5～8 (現行どおり)</p> <p>9 金融商品仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等につき、自己がその相手方となって当該有価証券の売買その他の取引等を成立させること。</p> <p>10 (現行どおり)</p> <p>11 金融商品仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等を行う場合において、仮名取引であることを知りながら当該媒介を行うこと。</p> <p>12～19 (現行どおり)</p> <p>(不適切行為) 第 25 条 協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為(以下次条において「不適切行為」という。)を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を行うこと。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を <u>行う</u> 際に、過失により事務処理を誤ること。</p>	<p>(禁止行為) 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 金融商品仲介行為につき、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等 <u>の媒介</u> を行うこと。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>9 金融商品仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等 <u>の媒介</u> につき、自己がその相手方となって当該有価証券の売買その他の取引等を成立させること。</p> <p>10 (省 略)</p> <p>11 金融商品仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等 <u>の媒介</u> を行う場合において、仮名取引であることを知りながら当該媒介を行うこと。</p> <p>12～19 (省 略)</p> <p>(不適切行為) 第 25 条 協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為(以下次条において「不適切行為」という。)を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等 <u>の媒介</u> を行うこと。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を <u>媒介する</u> 際に、過失により事務処理を誤ること。</p>
付 則	

新	旧
この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。	

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集（引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オフリングに係るものを除く。以下同じ。）若しくは売出し（目論見書又は会社内容説明書（「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。）を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集 <u>の取扱い（会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。）が行う株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）を除く。以下同じ。）若しくは売出しの取扱い又は売出し</u>（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集（引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オフリングに係るものを除く。以下同じ。）若しくは売出し（目論見書又は会社内容説明書（「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。）を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。</p>